

今月の安全運転管理

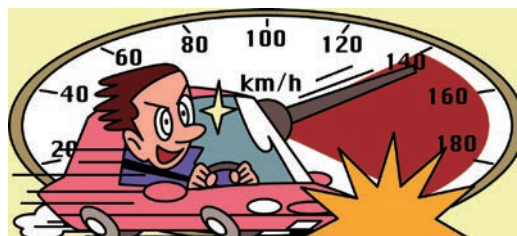
今一度誓おう 絶対しない 危険運転

①危険運転に関する法律が改正されました(7月21日施行)

- 危険運転致死傷罪に数値基準等が導入
- 酒酔い運転の定義が見直されました

②生活道路の法定速度が引き下げられました(9月1日施行)

- 生活道路の法定速度引き下げを周知しよう
- 秋の全国交通安全運動【9月21日(月)～9月30日(水)10日間】
- 県内一斉大監視 9月25日(金)午後4時～午後6時の間



七月二十一日施行 危険運転致死傷罪に 数値基準等が導入

「危険運転致死傷罪」の適用要件について、具体的な数値(血液および呼気中アルコール濃度や高速度に該当する速度)等が定められました。

主な改正のポイントは次のとおりです。

■飲酒運転

- アルコール影響正常運転困難状態(身体に血液一・〇mg／ml以上、または呼気〇・五mg／l以上のアルコールを保有する状態、その他アルコールの影響により正常な運転が困難な状態)で自動車を走行させる行為

■高速度での運転

- 進行を制御することが困難な高速度で自動車を走行させる行為

- 次の①②の速度以上の高速度で自動車を運転する行為

①最高速度が時速六十キロ

メートル以下の道路で、その最高速度から時速五十キロメートルを超える速度

- ②最高速度が時速六十キロメートルを超える道路で、その最高速度から時速六十キロメートルを超える速度

- 道路および交通の状況に応じて重大な交通の危険を回避することが著しく困難な高速度(上記①②の速度に準ずるものに限る)で自動車を運転する行為

■ドリフト走行等

- 殊更にタイヤを滑らせ、または浮かせることにより、進行を制御することが困難な状態にさせて自動車を走行させる行為

七月二十一日施行 酒酔い運転の定義が 見直されました

酒酔い運転の定義が見直され、次の血液および呼気中ア

ルコール濃度に関する数値基準が導入されました。

●酒に酔った状態

身体に血液一・〇mg／ml以上、または呼気〇・五mg／l以上のアルコールを保有する状態、その他アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態

生活道路の法定速度 引き下げを周知しよう

さらに、九月一日から生活道路(主に地域住民の日常生活に利用されるような中央線などがない道路)の法定速度が時速六十キロメートルから時速三十キロメートルに引き下げられました。

九月は秋の全国交通安全運動も実施されます。生活道路を走行する時は、道路や交通、天候、視界などの状況を踏まえ、安全な速度で走行するように指導しましょう。